

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年8月14日認可した。

平成27年8月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）白木池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）神谷中所地区
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）角池地区
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上氏部地区
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東梶北地区